国会事項

参議院

報告書受領

九月七日内閣から、財政法第四十六条第二項の規定による平成二十一年度（出納整理期間を含む。）における予算使用の状況の報告を受領した。

また、同月八日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「国会議員の選挙等の執行経費の交付額の算定について、投票所経費、開票所経費等の算定を選挙事務の実態に即したものとするなどにより執行経費の適正化を図るよう総務大臣に対して意見を表示したもの」についての報告を受領した。

また、同日会計検査院長から、会計検査院法第三十条の二の規定に基づく「廃校又は休校となっている公立小中学校の校舎等について、活用効果等を周知するなどして、社会情勢の変化、地域の実情等に応じた一層の有効活用を図るよう文部科学大臣に対して改善の処置を要求したもの」についての報告を受領した。

人事異動

福島県

○人事委員会委員任命

星光政委員は、七月二十二日任期満了し、同月二十三日次の者が任命された。

人事委員会委員　今野　順夫

埼玉県

○公安委員会委員任命

由木義文委員は、八月二十三日任期満了し、同月二十五日次の者が任命された。

公安委員会委員　青葉　昌幸

新潟県

○収用委員会委員再任

草間克己委員、金子由征委員及び生越良子委員は、八月十九日再任された。

○収用委員会委員任命

久間健二委員は、八月十八日任期満了し、同月十九日次の者が任命された。

収用委員会委員

萩原　一郎

○収用委員会予備委員再任

吉岡俊予備委員は、八月十九日再任された。

長野県

新旧（辞職）副知事　板倉　敏和（八月三十一日）

愛媛県

○収用委員会委員再任

阿部弘治委員及び長井明美委員は、八月十日再任された。

○収用委員会予備委員再任

岩佐弓枝委員は、八月十日再任された。

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、九月九日タジキスタン国の独立記念日につき、同月八日同国大統領閣下く御祝電を発せられた。

御答信

天皇陛下から五月二十七日アゼルバイジャン国大統領閣下く発せられた御祝電に対し、八月二十日御答信があった。

天皇陛下から七月九日モンゴル国大統領閣下く発せられた御祝電に対し、八月二十三日御答信があった。

御答電

天皇陛下から八月十六日インドネシア国大統領閣下く発せられた御祝電に対し、同月二十六日御答電があった。

天皇陛下から四月二十日イギリス国女王陛下く発せられた御祝電に対し、八月三十日御答電があった。

天皇陛下から八月六日ポーランド国大統領閣下く発せられた御祝電に対し、同月三十一日御答電があった。

官庁報告

官庁事項

人事院公示第15号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

平成22年９月10日

人事院総裁　江利川　毅

1　第２項第８号中(6)の次に（６の２）として次のように加える。

（６の２）　第５条第１項第４号(1)の規定に基づき、人事院が定めることとされている物質について定めること。

第２項第８号(7)中「第５条第１項第４号」を「第５条第１項第５号」に改め、同号(50の２)中「第30条第２項」を「第30条第２項第１号又は第２号」に改め、「業務」の次に「及び場合」を加え、「及び」を「並びに」に改め、同号中（50の２）の次に（50の３）として次のように加える。

（50の３）　第30条第２項第４号の規定に基づき、人事院が認めることとされている業務について認めること及び人事院が定めることとされている額について定めること。

2　この決定による改正は、平成22年９月10日から効力を発生する。

国家試験

国会議員政策担当秘書資格試験合格者

国会議員政策担当秘書資格試験委員会は、平成22年度国会議員政策担当秘書資格試験の合格者を次のとおり公告する。

平成22年９月10日

国会議員政策担当秘書資格試験委員長　小幡　幹雄

受験番号	氏名
0023	佐藤　翔
0036	小田　知宏
0037	仲村　文博
0073	宇都宮　勉
0075	出上　雅啓
0104	石原　裕久
0122	岸　まゆみ
0135	籔内　章雅
0176	松本　宏太
0191	岩堀　裕
0208	岩田　知也
0209	矢崎　晋寛

受験番号	氏名
0222	笘井　秀雄
0318	山田　肇
0320	櫻井　周
0370	丸尾　圭祐
0374	尾関　史生
0393	原田祐一郎
0461	榎　孝浩
0489	神山　玄太
0496	高原　淳
0501	藤村　充亮
0512	植松　充寿

（以上23名）

平成22年度技術士第一次試験の試験会場

技術士法施行規則（昭和59年総理府令第５号）第１条の規定に基づき、平成22年10月11日に実施する平成22年度技術士第一次試験の試験会場について、次のとおり公告する。

平成22年９月10日

文部科学大臣　川端　達夫

試験地	試験会場
北海道	北海道大学高等教育機能開発総合センター　札幌市北区北17条西８丁目
宮城県	サンフェスタ　仙台市若林区卸町２丁目15番地の２
東京都	仙台育英学園高等学校　仙台市宮城野区宮城野２丁目４番１号 東京大学駒場Ⅰキャンパス　目黒区駒場３丁目８番１号 東京電機大学東京神田キャンパス　千代田区神田錦町２丁目２番地 東京外国語大学　府中市朝日町３丁目11番１号 拓殖大学文京キャンパス　文京区小日向３丁目４番14号
神奈川県	湘南工科大学　藤沢市辻堂西海岸１丁目１番25号
新潟県	日本歯科大学新潟生命歯学部　新潟市中央区浜浦町１丁目８番地
石川県	金沢星稜大学　金沢市御所町丑10番地１号
愛知県	名城大学天白キャンパス　名古屋市天白区塩釜口１丁目501番地
大阪府	大阪大学豊中キャンパス　豊中市待兼山町１番16号 近畿大学本部キャンパス　東大阪市小若江３丁目４番１号
広島県	広島工業大学専門学校　広島市西区福島町２丁目１番１号
香川県	香川大学幸町キャンパス　高松市幸町１番１号
福岡県	福岡工業大学　福岡市東区和白東３丁目30番１号
沖縄県	沖縄大学　那覇市字国場555番地

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された次の地図及び簿冊を、同条第二項によって認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして平成二十二年八月二十六日付けをもって指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第十一条の規定により公告する。

平成二十二年九月十日

国土交通大臣　前原　誠司